

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 音田昌子

奈良県人事委員会規則第十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二外国人観光客交流館の項の次に次のように加える。

保健所（内吉野保健所を除く。）	所長 次長 総務課長
内吉野保健所	所長 次長
保健研究センター	所長 副所長 総務課長

別表第二登美学園の項の次に次のように加える。

精神保健福祉センター	所長 次長
薬事研究センター	所長

別表第二保健所（内吉野保健所を除く。）の項から薬事研究センターの項までを削り、同表中

馬見丘陵公園館	館長 副館長 公園課長
---------	-------------

まほろば健康パーク管理事務所	所長 次長 管理課長
中和公園事務所	所長 次長 公園課長

に

を

改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。